

千葉県告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により千葉県学校給食費滞納者の未収金収納業務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年1月6日

千葉市長 熊谷俊人

1 受託者の所在地及び名称

東京都港区六本木七丁目17番22号

秀和六本木レジデンス610号室

弁護士法人ブレインハート法律事務所

代表社員 菅野 晴隆

2 委託する事務の種類

千葉県学校給食費滞納者の未収金収納業務

3 委託する期間

令和元年12月26日から令和2年3月31日まで